

# 受講規約

この受講規約（以下、「本規約」）は、東谷珠算塾（以下、「当塾」）と、各種講座の受講生（以下、「受講生」）との関係に適用し、当塾の運営方法の基本的事項を定めるものです。本規約を承諾した上でお申込ください。

## 第1章 総則

### ■第1条【受講規約の適用】

1. 当塾は、受講生との間に本規約を定めることにより、当塾の運営を円滑に行います。また、当塾が随時必要に応じて通達する諸規定も、本規約の一部とします。
2. 当塾は、受講生に事前の承諾を得ることなく、本規約を改定することがあり、受講生に通達後、ただちに適用されます。

## 第2章 受講

### ■第2条【受講申込】

1. 当塾に申込をする方は、本規約を遵守し、受講申込書もしくは公式ホームページ上の申込フォームに必要事項を記載して当塾に提出することとします。
2. 当塾が申込を承認後、正式に受講生となります。

### ■第3条【受講不承認】

当塾は、受講の申込に対して、次の各号いずれかに該当する場合、受講申込を承認しないことがあります。

- (1) 当塾の趣旨と異なる内容、サービスの提供範囲を超える内容の希望があったとき
- (2) 過去に規約違反を理由として除名または退会処分を受けたことがあるとき
- (3) 受講申込書、申込フォームの記載事項に、虚偽記載が発覚したとき
- (4) その他、当塾が受講申込を適当でないと判断したとき

### ■第4条【契約期間】

初回授業日を成約日とし、年度が変わるときは自動更新となります（更新料無料）。契約期間は、受講生が解約の意思表示をするまでとします。契約の解除（解約）については、第4章にて示すものとします。

### ■第5条【受講料】

1. 受講料は、ホームページ「東谷珠算塾」に記載、または通達の通りとなります。
  - (1) 受講生は、指定方法にて、指定日までに受講料を納入義務があります。
  - (2) 月額での支払いの場合、毎月25日までに次月分の支払いをする必要があります。
  - (3) 各回支払いの場合、次回レッスン日までに次回分の支払いをする必要があります。
2. 受講料は、教材費や教室運営費の増加、物価の上昇などに伴い、受講生に事前相談なく改定することがあります。ただし、改定日より2ヶ月前には受講生に通達をします。

### ■第6条【受講料の返還】

受講料の支払後、途中退会や休会を含め、如何なる理由があっても、返金は致しません。

## ■第7条【受講の振替・キャンセル】

1. 受講生は、支払後および予約確定後も振替やキャンセルをする権利があります。
2. 受講生は、振替やキャンセルの必要がある場合は、授業開始時刻までに当塾へ連絡をする必要があります。
3. 受講生は、振替やキャンセルの申込時は、原則以下の中から授業料の消化方法を選択、組み合わせをします。  
以下の中から受講生が選択をしない場合は、授業を実施したとして授業料は消化し、返金をすることはありません。
  - (1)翌月15日までの間で、予約枠外の別日時へ振替
  - (2)次回以降に該当時間分、延長（分割可）
  - (3)授業に相当する内容の課題提示
4. 受講生の都合により、連絡がなく無断でキャンセルをした場合、違約金として該当回数の受講料を消化します（授業を実施したとする）。如何なる理由があっても返金や振替などは致しません。
5. 受講生が遅刻をした場合、授業開始予定時刻に開始したものとし、振替や延長、差額の返金はいりません。
6. 授業開始時刻になっても、受講生と連絡が取れない場合、開始時刻より15分間のみスタッフが待機をし、15分経過時点で連絡が取れない場合は、如何なる理由があっても前項4の無連絡キャンセルとして、その日のレッスンは終了します（授業を実施したものとする）。
7. 当塾の都合によりキャンセルが発生した場合、受講生は以下の中から授業料の消化方法を選択、組み合わせをするか、翌月以降のレッスン料金に割り当てを行います。
  - (1)日時締め切りなしで、予約枠外の別日時へ振替
  - (2)次回以降に該当時間分、延長（分割可）
  - (3)授業に相当する内容の課題提示

（レッスン料金割当の具体例）4月に当塾都合で1回お休み→5月分は全4回のレッスン予定ですが、1回分はお支払済（4月お休みの割当）として残りの3回分のみお支払い頂く。

## ■第8条【受講料外の実費負担】

受講生は、受講料以外に追加で支払が必要な実費負担が発生する場合があります。（以下はあくまで一例）

- (1) 大会やイベントへの参加費（賞品代・問題代・送料など含む）
- (2) そろばんの購入（代理購入手数料・送料含む）
- (3) その他、追加教材の購入（送料含む）
- (4) 教材送付時の送料2,000円を超過する場合の超過分
- (5) PDF等でデータや問題送付時の印刷代、コピー用紙代
- (6) 筆記用具やタイマー（ストップウォッチなど）、その他文房具類
- (7) オンライン受講に使用する電子機器や周辺機器、電気代

## ■第9条【禁止事項】

受講生として社会常識上および倫理上の不正と考えられる行為に関しては禁止とします。改善が見られない場合は、第14条の除籍を行います。（以下はあくまで一例）

- (1) 授業態度が芳しくない行為：私語、遊ぶ、居眠り、飲食（水分摂取は可）など
- (2) 反抗的な態度や行為：やる気がない、暴言、話やアドバイスを聞かない、指導内容を実践する気がないなど
- (3) 連絡なしで遅刻や欠席を繰り返す行為
- (4) 公序良俗に反するような行為：不快になるような言動・行動、強迫、勧誘、TPOをわきまえない服装など
- (5) カンニングなどの不正および不誠実な行為

## 第3章 受講生の権利・義務

### ■第10条【受講生の権利】

受講生は、次の権利を有します。

- (1) 当塾の講座、練習会、大会に自由に参加することができます。
- (2) 当塾の練習会、大会などのイベント告知を受けることができます。
- (3) 当塾が提供する資料や問題集、動画などのデータを受領できます。
- (4) 自由にコースの変更や、固定枠の日時変更、受講日の増減をすることができます。

### ■第11条【受講生の義務】

受講生は、次の義務を負います。

- (1) 当塾の受講料等を納入すること。
- (2) 受講内容をもとに、技術向上など成果創出に努めること。
- (3) 受講生の登録事項に変更が生じた場合は、速やかに変更の手続きを行うこと。

## 第4章 休会、解約、受講資格の喪失

### ■第12条【固定枠を所持している受講生の休会】

1. 固定枠を所持している受講生は休会を行うことができます。
2. 受講生が休会するときは、当塾にその旨を速やかに連絡する必要があります。
  - (1) 休会単位は1ヶ月単位とし、最大3ヶ月まで休会可能
  - (2) 月途中の休会も可能ですが、如何なる理由でも未消化の受講料を返還することは出来かねます。
  - (3) 受講生は、再開日を当塾と相談して決定することができます。
3. 固定枠について、休会時は以下から選択をする必要があります。選択をしない場合は、下記(1)を適用します。
  - (1) 再開時に以前の固定枠を使用する場合：枠確保代として、確保分の授業料の5割を毎月納入。
  - (2) 固定枠を解除（開放）して良い場合：在籍手数料として、月額1,000円を納入。
4. 30日以上連続して受講しない場合、休会とし第12条-2および第12条-3を適用します。
5. 3ヶ月以上の休会時は退会とし固定枠の解除（開放）を行います。受講生の希望があれば、再開可能です。

### ■第13条【退会・解約】

1. 受講生が退会するときは、当塾にその旨を速やかに連絡する必要があります。
    - (1) 予約済の授業を全て受講後、月末での退会となります。
    - (2) 月途中の退会も可能ですが、如何なる理由でも未消化の受講料を返還することは出来かねます。
  2. 受講生は、退会する際に、退会日までにそれまで滞納していた料金を全て支払う必要があります。
  3. 受講生は、次のいずれかの一つに該当するときは、退会したものと見なします。
    - (1) 後見開始または保佐開始の審判を受け、受講の存続が難しいとき。
    - (2) 死亡または失踪宣告を受けたとき。
    - (3) 受講料等の支払いが滞り、2ヶ月以上支払い手続きが行われないうとき。
    - (4) 事前連絡や理由の説明なく、3か月以上連絡や予約が途絶えたとき。  
→固定枠を所持する受講生は、第12条も重複適用します。
- (重複適用具体例) 受講のない状態で30日経過(休会措置・枠確保代が発生) →3ヶ月経過時点で退会(枠確保代支払義務あり)

## ■第14条【除籍】

当塾は、受講生が次の各号に該当するときは、事前に通知及び勧告することなく、当該受講生の資格を停止または解除することがあります。

- (1) 受講料の支払いを滞り、当塾が3回以上催促の連絡をしたにも関わらず、返答や支払いが行われないうち。
- (2) 当塾もしくは他の受講生、第三者の商標権、著作権、その他財産、プライバシーを侵害した場合またはそのおそれのある行為をしたとき。
- (3) 当塾の内容を無断で録音・録画や、指導内容を模倣して、有償・無償問わず第三者への提供をしたとき。
- (4) 当塾もしくは他の受講生に対する誹謗中傷や、名誉や信用を失墜させる行為があったとき。
- (5) 本規約に違反したとき。
- (6) その他、当塾が受講生として不適当と判断、もしくは受講の存続が難しいと判断したとき。

## 第5章 サービスの停止・廃止

### ■第15条【有事におけるサービス中断】

当塾は、地震・火災・台風・雷などの天災、通信障害・停電、事故や社会的騒乱などの有事により、授業の開始や継続に対して不具合や危険が発生すると判断した場合、授業の一部、または全部において中断をする場合があります。このような場合、当塾は、できる限り早急に受講生および保護者様へ連絡および相談をするものとします。

また、基本的な授業の扱いについては以下の通りですが、状況に応じての対応となります。

- (1) 授業中に有事発生し予定時間の80%以上進行が出来た場合：授業を実施したものとして授業料を消化
- (2) 授業中に有事発生し予定時間の80%以下の進行の場合：第7条-7を適用
- (3) 開始前に有事発生したが、危険や不具合なく予定時間の80%以上を進行出来る場合：通常通り授業実施
- (4) 開始前に有事発生し、予定時間の80%以上を進行出来るか不確定な場合：授業は休講し、第7条-7を適用
- (5) 開始前に有事発生し、危険や不具合が発生する可能性が高い場合：授業は休講し、第7条-7を適用

なお、有事において損害等が発生した場合、当塾は賠償責任等、一切の責任を負いません。

### ■第16条【サービスの停止・廃止】

1. 当塾は、サービスの一部または全部について、受講生へ相談なく停止および廃止をする場合があります。
2. 当塾は、サービスの停止および廃止をする場合、廃止日の30日前までに受講生へ通達します。
3. 当塾スタッフの事故、入院など予期せぬ事態により、サービスの提供が一定期間停止する場合があります。その場合、以下の対応を致します。

- (1) サービス再開後、継続して受講する場合：第7条-7を適用
- (2) 解約、退会をする場合：未消化の授業料を返還
- (3) 代理スタッフと授業をする場合：通常通り授業料消化

4. 当塾スタッフの事故、入院、死亡など予期せぬ自体により、サービスの提供が永久的に停止する場合があります。その場合、相続人に継承しサービスの再開をするか、廃業となります。

## 第6章 その他

### ■第17条【個人情報の保護】

受講生の個人情報は、個人情報保護のため、その取扱には十分注意し、受講生以外の第三者へ有償・無償を問わず譲渡もしくは貸与など公表は致しません。（氏名および成績、口コミ・感想は除く）

## ■第18条【知的財産】

(1) 当塾が創作するノウハウ、アイデア、考案、商標等に関する権利は、当塾に帰属します。

(2) 当塾が作成し発行する全ての資料・データ等および、指導内容や指導方法については、無断で他の媒体に掲載することや、第三者に有償・無償を問わず譲渡もしくは貸与するなどは禁止します。

## ■第19条【損害賠償】

受講生が、本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、当塾が損害を受けた場合、当該受講生は、当塾が受けた損害を当塾に賠償することとします。

## ■第20条【免責事項】

当塾は、受講生に提供するサービスの利用により発生した受講生の損害等に対し、如何なる理由によっても損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとします。(当塾の故意または重過失による損害発生の場合を除く)

損害に対して責任を負わないことの一例

- (1) 当塾監督下におけるトラブルに関する免責：「受講生の身の回りの物の破損」「怪我」など
- (2) 当塾監督の範囲外のトラブルに関する免責：「授業に関して家庭で揉めて受講生が家出をした」など
- (3) 成果に対する免責：「なかなか進級しない」「思うように出来るようにならない」など
- (4) 盗難・紛失に関する免責：「教材の紛失」「盗難被害」など
- (5) メール・SNS・ホームページによる免責：「システムエラー」「メールの送受信が行われなかった」など
- (6) 当塾利用に関する免責：「常識範囲内で叱られ、精神・身体面に異常が出た」「目が悪くなった」など
- (7) 有事を理由とした免責：第15条、第16条で示した天災や有事、その他不可抗力による損害など

※故意：その結果が発生することを認識しながら、あえてその行為をすること

「受講生の個人情報をご一般公開した結果、悪用された」

「教材や電子機器を乱暴に扱うように指示した結果、壊れた」など

※重過失：結果が予測できることで多少の注意を払えば、発生を防止できたこと

「個人情報が入っているPCをカフェで使用しロックをかけずに離席した結果、個人情報を抽出された」

「身元が明確ではないスタッフを雇用した結果、受講料の徴収時に不正利用が発生した」

「人格否定や罵詈雑言など常識を逸脱する叱り方をした結果、精神・身体面に異常が出た」など

## ■第20条【準拠法】

本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

## ■第21条【合意管轄】

本規約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、その訴訟に応じて、大阪簡易裁判所、または大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

本規定は、令和5年1月1日から施行します。

最終改定日：令和6年9月3日